

English

中文

한국어

あなたの言葉で 人権相談ができます。

Filipino

Português

Tiếng Việt

— 外国語による人権相談のご案内 —

あなたのその悩みは、「人権侵害」かもしれません。

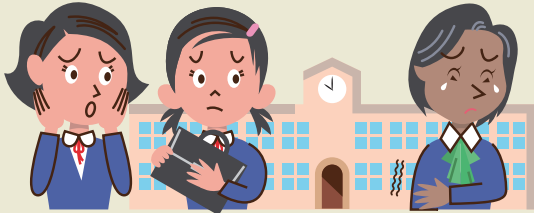
理髪店で
散髪を
拒否された。



アパートへの
入居を
断られた。



学校で子どもがいじめられている。



風習や習慣等の違いが受け入れられない。



一人で悩まず、まず相談してください。

【窓口相談】



全国の法務局・地方法務局の窓口では日本語を自由に話せない方からの人権相談をお受けしています。

【電話相談】



外国語人権相談ダイヤル(ナビダイヤル)にかけていただくことにより人権相談をお受けしています。

【インターネット相談】



英語・中国語に対応した外国語インターネット人権相談受付窓口により人権相談をお受けしています。

あなたの悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。

関係調整

話し合いを仲介します。



説示・勧告

人権侵害をした人に状況の改善を要求します。



助言・紹介

法的なアドバイスのできる専門的機関を紹介します。



外国語 人権相談ダイヤル

日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、専用の相談電話(ナビダイヤル)を設置しています。全国どこからでもこの電話番号にかけただくことにより人権相談をお受けします。

外国語人権相談ダイヤル(ナビダイヤル)



0570-090911

*平日(年末年始を除く)
9:00 ~ 17:00

英語

中国語

韓国語

フィリピン語

ポルトガル語

ベトナム語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。



外国人のための 人権相談所

全国の法務局・地方法務局では、日本語を自由に話すことのできない方からの人権相談をお受けします。

全国の法務局・地方法務局

*平日(年末年始を除く)
9:00 ~ 17:00

英語

中国語

韓国語

フィリピン語

ポルトガル語

ベトナム語

全国の法務局・地方法務局一覧(日本語ページ)

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html>



また、法務局・地方法務局以外にも、以下のとおり外国人のための人権相談所を開設しています。

福岡市

アクロス福岡3階こくさいひろば 福岡県福岡市中央区天神1-1-1

英語

毎月第2土曜日 13:00 ~ 16:00

高松市

アイパル香川(香川国際交流会館)会議室 香川県高松市番町1-11-63

英語

中国語

韓国語

ポルトガル語

スペイン語

毎月第3金曜日 13:00 ~ 15:00(予約制)

松山市

愛媛県国際交流センター 愛媛県松山市道後一万1-1

英語

毎月第4木曜日 13:30 ~ 15:30

外国語によるお問い合わせは上記の外国語人権相談ダイヤルまでお願いいたします。



外国語インターネット 人権相談受付窓口

英語・中国語での人権相談に応じるため、英語版と中国語版のインターネット人権相談受付窓口を設置しています。この窓口によって、全国どこからでも人権相談をお受けします。

英語版インターネット人権相談受付窓口

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html



中国語版インターネット人権相談受付窓口

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html



法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会